

武蔵野市公共交通事業者運行継続支援金のご案内

【申請要領】

原油価格をはじめとする物価高騰の影響に直面している乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、事業活動の継続を支援し、市民の日常生活における移動手段を確保するため、「武蔵野市公共交通事業者運行継続支援金」を交付します。

■支援対象者

1	乗合バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）
2	タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）※福祉輸送限定事業者を除く。

■申請方法

申請期間	令和7年10月20日（月）から令和8年2月27日（金）	
申請方法	受付は原則、郵送となります（締切日の消印有効）。 【郵送先】 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 交通企画課 地域交通係 宛 【窓口】 武蔵野市役所南棟4階 交通企画課	
申請書類の入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードできます。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所南棟4階 交通企画課、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター	

■支援金額

乗合バス事業者	基礎額50万円 + 10万円 × 車両数（※） 【上限200万円】 ※基準日（令和7年4月1日）において市内の事業所等に配置して乗合バス事業の用に供し、かつ申請日において運行を継続する車両数。ただし、基準日又は申請日時点で休車中の車両、高速乗合バス及びコミュニティバスの用に供する車両を除く。
タクシー事業者（法人）	基礎額30万円 + 2万円 × 車両数（※） 【上限100万円】 ※基準日（令和7年4月1日）において市内の事業所等に配置してタクシー事業の用に供し、かつ申請日において運行を継続する車両数。ただし、基準日又は申請日時点で休車中の車両を除く。
タクシー事業者（個人）	5万円

お問い合わせ	武蔵野市役所 交通企画課 地域交通係 電話 0422-60-1859 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
--------	---

■申請要件 次の1～6のすべてに該当する必要があります。

1	道路運送法第4条第1項の許可を受けていること。
2	個人の場合は住所が、法人の場合は本店、支店又は営業所の所在地が市内にあること。
3	令和7年4月1日の基準日において市内の事業所等で事業を営み、今後も事業を継続する意思があること。
4	市税を滞納していないこと。
5	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
6	その他市長が不適当と認めるものでないこと。

■申請書類

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	誓約書兼同意書	第2号様式
3	道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し	バス・法人タクシー事業者： ①免許状又は認可書 ②事業計画（変更）認可申請書又は届出書の控え（行政庁の受理印のあるもの） 個人タクシー事業者： ①一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車タクシー）の認可書又は許可期限の変更等通知書 ②免許証（両面）
4	支援金の対象となる車両の車検証の写し	令和5年1月4日以降に新規登録や継続審査等を行った車両については、自動車検査証記録事項の写し
5	住民税の納税証明書（原本）	法人：法人市民税（令和7年度前期分） 個人：市民税（令和5年度所得に対する令和6年度納付分）※非課税の場合は非課税証明書（原本）
6	支援金の振込先口座がわかる書類	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる通帳等の写し

※上記書類のほか、審査に必要な書類の追加提出をお願いすることがあります。

■その他

- ・申請は、1事業者につき1回です。市内に複数の営業所を有する場合でも1回となります。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入いただき、訂正等の場合は訂正等箇所に申請書兼請求書の申請者欄で使用した印を押印してください。
- ・申請を受理後、審査の上、交付（不交付）決定通知書を送付します。申請受理から指定口座への入金まで概ね3週間から1か月程度を見込んでいます。
- ・申請書類に不足や誤りがある場合、書類の追加提出を求める場合があるため、支援金の交付に時間を要する可能性があります。締切日まで余裕をもって申請してください。
- ・偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、その他市長が適当でないと認めたときは、交付決定を取り消し、支援金を返還していただきます。

お問い合わせ	武蔵野市役所 交通企画課 地域交通係 電話 0422-60-1859 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
--------	---

Q & A

○ 令和7年4月2日以降に事業を開始しましたが、対象になりますか？

対象になりません。基準日である令和7年4月1日時点において市内で事業を営んでいる方が対象です。

○ 令和7年4月2日以降に市外から市内に転入しましたが、対象になりますか？ (個人タクシー)

対象になりません。基準日である令和7年4月1日時点において市内で事業を営んでいる方が対象となるため、基準日において他市区町村に在住の個人タクシー事業者は対象になりません。

○ 事業に係る許可書を紛失したため、写しを提出できません。

関東運輸局東京運輸支局に証明願を提出し、許可内容についての証明を取得してご提出ください。

○ 休車中の車両が対象とならないのはなぜですか？

本支援金は公共交通事業者の事業の継続を支援し、市民の移動手段の維持・確保を図ることを目的としているため、基準日又は申請日時点で休車中の車両を対象外としています。

○ 令和7年4月1日以降に増車や減車をした場合、支援の対象となる車両台数はどうなりますか？

申請できる車両数は、申請日時点で運行を継続している車両数を基本とします。
ただし、基準日において市内の事業所等に配置され、運行している車両の数が、申請できる車両数の上限です。

そのため、増車した場合は基準日における車両数、減車した場合は申請日における車両数が申請可能な台数となります。

例①：4月1日時点では5台で、申請日までに1台増車した。
→申請可能な台数は5台

例②：4月1日時点では5台で、申請日までに1台減車した。
→申請可能な台数は4台

例③：4月1日時点では5台で、申請日において1台休車中である。
→申請可能な台数は4台
※休車中の車両は支援の対象外です。

例④：4月1日時点では5台で、申請日において1台車検切れである。
→申請可能な台数は4台
※車検の有効期限が満了している車両は、「運行を継続する車両」に該当しないため、支援の対象外です。

例⑤：4月1日時点では5台で、申請日までに1台入替を行った。
→申請可能な台数は5台
※基準日及び申請日の車両数が同じであれば、入替を行った車両も対象とします。